

建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用について

標記のことについて、建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド）に基づく請負代金額の変更を行う場合の運用については、奈良県が定めた単品スライド条項に関する運用マニュアル（以下「県マニュアル」といいます。）及び運用基準を準用することとします。

ただし、次に記載する事項については、県マニュアル及び運用基準を以下のとおり読み替えて適用します。

○消費税率の設定について

スライド条項の運用に係る消費税率については当初の請負契約時点の消費税率を適用することとする。ただし、関係法令等で別に定められた場合はこの限りでない。

○機材運搬に係る燃料油の算出方法について

県マニュアル3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法において、運搬距離の起算点は天理市役所とする。

○請求等の時期について

県マニュアル第4章における請求時期の緩和措置については、本通知発出日（平成27年11月1日）を基準とし、本通達発出日現在施工中の工事で、その工期末が平成28年1月31日までのものについては、工期内であれば11月30日まで請求することができるものとする。

なお、11月30日までに竣工するものについては竣工日までに請求を行うこと。

○様式について

使用する様式は、別添のとおりとする。

適用開始日：平成27年11月1日

対象工事：適用開始日以降で施工中または新規発注工事